

事 務 連 絡

令和 8 年 1 月 2 0 日

一般社団法人島根労働基準協会長 殿

島根労働局労働基準部健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について
(一部改正)

平素は、労働安全衛生行政の推進について、日頃から格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗装を剥がす作業における剥離剤中毒等による労働災害防止について「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」（令和 2 年 8 月 1 7 日付け基安化発0817第 1 号）及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」について、技術動向等を踏まえ別添「新旧対応表」のとおり改正しましたので、剥離剤を使用した塗料の剥離作業を行う建設工事関係事業者に対する周知について、格別のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。